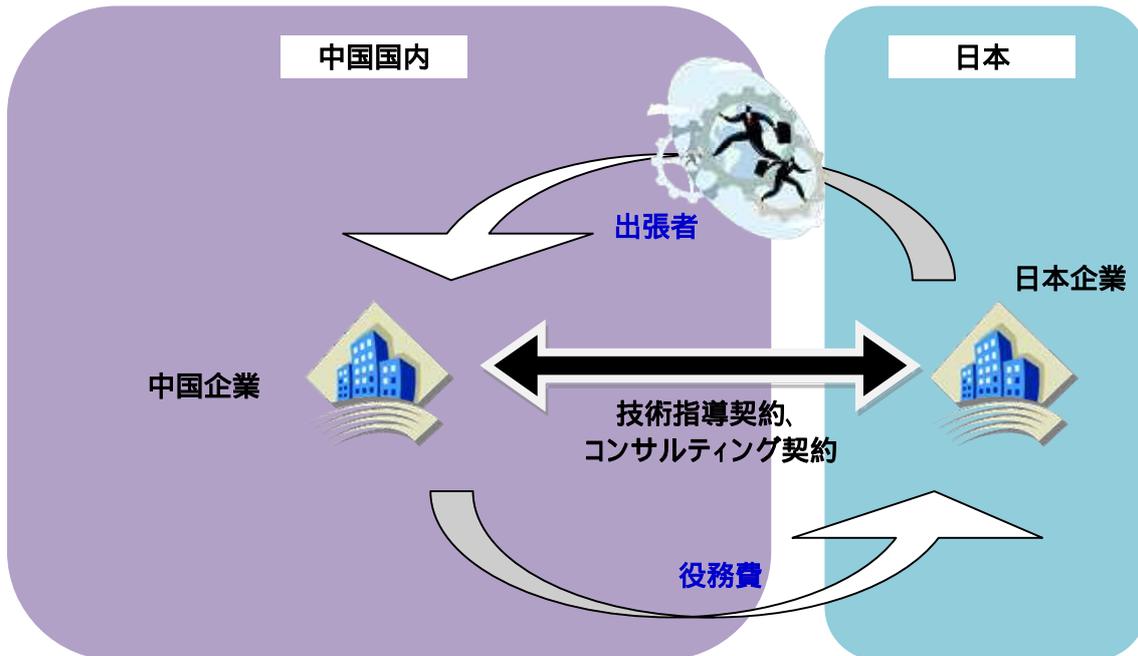


## 第 部：中国企業・現地法人に対する技術供与

### 1．日本からの中国出張とコンサルティング費（技術指導料）の回収

日本企業が中国企業（外資企業を含む）と技術指導契約・コンサルティング契約を結び、出張者を派遣し、役務費を回収する。



#### 送金手続

中国からのコンサルティング費の回収に関する外貨送金基準は以下の通り。

- ・ 送金額が US\$ 3 万以内/回の場合、銀行審査のみで対外送金可能。
- ・ 送金額が、US\$ 3 万超～10 万以内/回の場合は、送金に際して税務局の事前許可が必要（匯発[2008]64 号）。
- ・ 送金額が、US\$ 10 万超/回の場合、税務局・外貨管理局の事前許可が必要（匯発[2008]64 号・匯発[2006]19 号）。

#### 送金内容

コンサルティング費とは、ノウハウ・権利の使用許諾を伴わない役務提供を指す。

ノウハウ・権利の使用許諾を伴う場合は、無形資産の輸入対価として扱われ、手続が異なる。

コンサルティング費の価格設定は、定額、若しくは、時間単価とする必要がある。

商流に応じた対価の支払（販売額 x 何%等）は、コミッションとして扱われ、中国からの